（浮き蓋の浮き室に設けるマンホール）

**第四条の二十三の六**　規則第二十二条の二第一号ホの告示で定めるマンホールは、第四条の二十二第一号ホ（水の滞留がある場合に係る部分を除く。）の規定の例によるものとする。この場合において、同号ホ中「浮き屋根」とあるのは「浮き蓋」とする。

（簡易フロート型の浮き蓋の浮力を有する構造）

**第四条の二十三の七**　規則第二十二条の二第三号イの告示で定める浮力を有する構造は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一　浮き蓋の浮き部分が有する浮力は、浮き蓋の重量の二倍以上であること。

二　浮き蓋の浮き部分のうち二つが破損した場合における浮力が、浮き蓋の重量以上であること。

三　前二号の浮き蓋の浮力計算において貯蔵する危険物の比重が〇・七以上であるときは、当該比重を〇・七として計算するものとすること。

（損傷を生じない構造の簡易フロート型の浮き蓋とする特定屋外貯蔵タンク）

**第四条の二十三の八**　規則第二十二条の二第四号ただし書の告示で定める特定屋外貯蔵タンクは、次の各号に掲げるものとする。

一　第四条の二十第二項第三号に規定する$\nu_5$が一・〇となるもの。

二　タンクの内径が三十メートル以上となるもの。

第四条の四十八第三項第二号イ中「日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定める」を削り、「又はヘッシャンクロスに適合」を「であつて当該被覆を保護若しくは補強するための十分な強度を有するもの又は日本工業規格L三四〇五「ヘッシャンクロス」に適合するもの」に改める。

第二十条第一号中「日本工業規格C九三〇〇「アーク溶接機」」を「日本工業規格C九三〇〇―一「アーク溶接装置―第一部：アーク溶接電源」」に、「日本工業規格C九三〇二「溶接棒ホルダ」」を「日本工業規格C九三〇〇―十一「アーク溶接装置―第十一部：溶接棒ホルダ」」に改め、同条第二号中「「軟鋼用被覆アーク溶接棒」、日本工業規格Z三二一二「高張力鋼用被覆アーク溶接棒」」を「「軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒」」に改め、「、日本工業規格Z三二四一「低温用鋼用被覆アーク溶接棒」」を削る。

第二十二条第一号イ中「日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定める」を削り、「ブローンアスファルト」の下に「であつて、配管に塗装した場合において、十分な強度を有し、かつ、配管と塗覆装との間に間げきが生じないための配管との付着性能を有するもの」を加え、同号ロ中「日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定める」を削り、「ガラスマット」の下に「であつて、イの塗装材による塗装を保護又は補強するための十分な強度を有するもの」を加え、同条第二号中「日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に適合する」を「次に掲げる」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ　配管の外面にプライマーを塗装し、その表面に前号イの塗装材を塗装した後、当該塗装材を含浸した前号ロの覆装材を巻き付けること。

ロ　塗覆装の厚さは、配管の外面から厚さ三・〇ミリメートル以上とすること。

第六十八条の六第一号、第六十八条の六の三及び第六十八条の六の五第二項第四号中「六十一度」を「六十度」に改める。

（危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部改正）

**第二条**　危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件の一部改正）

省告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第六項中「六十一度」を「六十度」に改める。

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一条中危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第四条の二十三の次に七条を加える改正規定は、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第百六十五号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

## ○総務省告示第五百五十七号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第三十八条の三の規定に基づき、製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示を次のように定める。

平成二十三年十二月二十一日

総務大臣　川端　達夫

製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示

（趣旨）

**第一条**　この告示は、危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号。以下「危険物規則」という。）第三十八条の三の規定に基づき、製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定めるものとする。

（全域放出方式の不活性ガス消火設備の噴射ヘッドの基準）

**第二条**　全域放出方式の不活性ガス消火設備の噴射ヘッドは、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「施行規則」という。）第十九条第二項第二号及び第四号の規定の例によるほか、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

一　放射された消火剤が危険物規則第三十二条の七第一号の区画された部分（以下「防護区画」という。）の全域に均一に、かつ、速やかに拡散することができるように設けること。

二　二酸化炭素を放射するものにあっては、第四条第一号イに定める消火剤の量を一分以内に放射できるものであること。

三　窒素、IG―五五（窒素とアルゴンとの容量比が五十対五十の混合物をいう。以下同じ。）又はIG―五四一（窒素とアルゴンと二酸化炭素との容量比が五十二対四十対八の混合物をいう。以下同じ。）を放射するものにあっては、第四条第一号ロに定める消火剤の量の十分の九の量以上の量を一分以内に放射できるものであること。

（局所放出方式の不活性ガス消火設備の噴射ヘッドの基準）

**第三条**　局所放出方式の不活性ガス消火設備の噴射ヘッドは、施行規則第十九条第三項第一号及び第四号の規定の例によるほか、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

一　消火剤の放射によって危険物が飛び散らない箇所に設けること。

二　次条第二号イ又はロに定める消火剤の量を三十秒以内に放射できるものであること。

（貯蔵容器に貯蔵する消火剤の量）

**第四条**　不活性ガス消火剤の貯蔵容器（以下「貯蔵容器」という。）に貯蔵する消火剤の量は、施行規則第十九条第四項第四号の規定の例によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　全域放出方式の不活性ガス消火設備にあっては、次に定めるところによること。

イ　二酸化炭素を放射するものにあっては、次の(イ)及び(ロ)に定めるところにより算出された量に、防護区画内において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じ、別表第一に定める係数（同表に掲げる危険物以外の危険物及び同表において係数を定めている危険物以外の危険物にあっては、別表第二に定める方法により算出した係数。以下同じ。）を乗じて得た量以上の量とすること。

(イ)　次の表の上欄に掲げる防護区画の体積（不燃材料で造られ、固定された気密構造体が存する場合には、当該構造体の体積を減じた体積。以下同じ。）一立方メートル当たり、同表中欄に掲げる量の割合で計算した量。ただし、その量が同表下欄に掲げる量未満の量となる場合においては、当該下欄に掲げる量とする。

| 防護区画の体積 | 防護区画の体積一立方メートル当たりの消火剤の量 | 消火剤の総量の最低限度 |
|---|---|---|
| 五立方メートル未満 | キログラム<br>一・二〇 | |
| 五立方メートル以上十五立方メートル未満 | 一・一〇 | キログラム<br>六 |